平成２２年（フ）第７６号
横浜市泉区和泉町4573番地
債務者　有限会社プラスワンやまかわ
代表者代表取締役　山川喜久雄
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林戸　孝行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午前10時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８号
香川県坂出市西大浜北３丁目１番２号
債務者　有限会社アドバンス
代表者代表取締役　丸形　敏郎
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月８日午前10時
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１８８０号
大阪市城東区森之宮１丁目２番1008号
債務者　平出　廣子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口喜久治
4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０６号
京都市伏見区石田内里町１番地の１　市営住宅石田西団地４―203
債務者　永沼　宏一
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　立至
4　破産債権の届出期間　平成22年５月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７８号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番24―102号、前住所兵庫県伊丹市鈴原町９丁目360番地
債務者　磯見　明子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　良一
4　破産債権の届出期間　平成22年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０号
島根県雲南市大東町大東1742番地１
債務者　飛田　治邦
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熱田　雅夫
4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７１号
島根県雲南市大東町大東1742番地１
債務者　飛田　禮介
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熱田　雅夫
4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２号
島根県松江市宍道町白石168番地１
債務者　飛田　藤夫
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熱田　雅夫
4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３号
島根県雲南市大東町大東1742番地１
債務者　飛田　芳子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熱田　雅夫
4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９１号
福島市仁井田字谷地南５番地の２
債務者　佐藤仁三郎
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　晋一
4　破産債権の届出期間　平成22年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１６７号
茨城県水戸市吉沢町185番地の７　斉藤コーポ203
債務者　村松　睦子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤英一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年５月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３１号
長野県上田市上田原474番地８　コーポ杉Ｂ号
債務者　小福田由美子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝澤　修一
4　破産債権の届出期間　平成22年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月７日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３５号
岐阜県中津川市中津川2994番地の３
債務者　纐纈　一夫
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國光　健宏
4　破産債権の届出期間　平成22年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１５０５号
大阪市北区曾根崎新地２丁目５番５―403号、前住所大阪市福島区福島１丁目１番48―4012号
債務者　吉田　宏司
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　成治
4　破産債権の届出期間　平成22年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月７日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部